

指定訪問看護重要事項説明書

〈令和 8年 9月 1日現在〉

1. 運営方針

訪問看護ステーションぬくもりポートの看護師等は、利用者が可能な限りその居宅においてその有する力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持・回復を目指します。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図ります。

2. 提供するサービスについての相談窓口

電 話 0742-27-9808 担 当 中西・籠島

◎ご不明な点は、なんでもおたずねください。

3. 事業所の概要

事業所名	社会医療法人健生会訪問看護ステーションぬくもりポート
所在地	奈良県奈良市西木辻町200番地
指定番号	0199384
サービスを提供する地域	奈良市北部・東部(事務所より直径8km程度圏内)

上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

4. 職員体制等

資格	常勤	非常勤	備 考	計
看護師	4	8	うち、常勤1名 管理者兼務	12
理学療法士		1	リハビリ	1
事務職員		1	保険請求他、付随する事務業務	1

5. 営業時間

平 日	午前 9 時 ～ 午後 5 時
土 曜 日	午前 9 時 ～ 午後 1 時
日 曜 ・ 祭 日	休 み

但し12月30日から1月3日までは休業

6. サービスの概要

- 1) 事業者は、医師の指示のもと、療養上の目標、及び訪問看護計画に沿って、計画的にサービスを提供します。
- 2) 事業者は、サービス提供について、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うとともに、訪問看護計画の修正を行い、改善を図ります。
- 3) 事業者は、利用者の病状、心身の状況及び経過、その置かれている環境、看護目標、具体的なサービスの内容、その他の療養上必要な事項について、利用者及び家族に理解しやすいように、指導または説明を行います。

7. 利用者負担金

1)利用者からいただく利用者負担金は、健康保険法令及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づく訪問看護療養費の一部負担金と交通費(2km迄の場合 300 円/1 回 ・ 2km増毎に 200 円加算)です。

尚、訪問時に訪問車の駐車スペースを確保していただく場合がございます。その場合に発生する駐車料金は利用者負担として別途請求させていただきます。

2)エンゼルケア : 死後処置の施術をした場合、利用者自費負担とし10, 000円別途請求させていただきます。

3)利用者負担金は、口座引落にてお願いいたします。

毎翌月に請求書をお渡しします。利用月の翌々月の引落になります。

訪問看護療養費

基本療養費(Ⅰ) (1日につき)	5,550 円 (週3日目まで)	※6,550 円 (週4日目以降) 看護師 5,550 円 (週4日目以降)理学療法士
基本療養費(Ⅱ) (1日につき)	同一日に2人 5,550円(週3日目まで)6,550円(週4日目まで) 理学療法士:5,550 円	同一日に3人以上9人以下 2,780円(週3日目まで)3,280円(週4日目まで) 理学療法士:2,780 円
精神科基本療養費(Ⅰ) (1日につき)	30分以上 5,550 円 30分未満 4,250 円 (週3日目まで)	※ 30分以上 6,550 円 30分未満 5,100 円 (週4日目以降)
訪問看護基本療養費(Ⅲ)	8,500 円	
管理療養費	7,710 円 (月の初日の訪問)	3,010 円 (月の2日目以降の訪問)
※夜間・早朝訪問看護加算 (6時～8時・18時～22時)	2,100 円	
※夜間・早朝訪問看護加算 (6時～8時・18時～22時) (同一建物に居住する利用者)	同一建物内1人又は2人 2,100 円	同一建物内3人以上9人以下 月15日目まで 2,100 円 月16日目以降 1,900 円
※深夜訪問看護加算 (22時～6時)	4,200 円	
※深夜訪問看護加算 (22時～6時) (同一建物に居住する利用者)	同一建物内1人又は2人 4,200 円	同一建物内3人以上9人以下 月15日目まで 4,200 円 月16日目以降 4,000 円
※難病等複数回訪問加算 厚生労働大臣が定める疾病対象者	2回:4,500 円	3回以上:8,000 円
※難病等複数回訪問加算 (同一建物に居住する利用者)	同一建物内1人又は2人 2回:4,500 円 3回以上:8,000 円	同一建物内3人以上9人以下 2回:4,000 円 3回以上:月20日目まで 7,200 円 月21日目以降 6,900 円
※長時間訪問看護加算	5,200 円	
※訪問看護医療DX情報活用加算	50 円 (月1回)	
※訪問看護医療情報連携加算	1,000 円 (月1回)	
※訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)継続	1,830 円 (月1回)	
※訪問看護物価対応料1	60 円 (月の初日の訪問)	20 円 (月の2日目以降の訪問)
※乳幼児加算(6歳未満)	1,400 円 (1日につき)	1,800 円 (1日につき) (別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合)
※24時間対応体制加算	6,800 円(1月につき)	
※特別管理加算	2,500 円(1月につき) 厚生労働大臣が定める状態(1)以外の状態の者	5,000 円(1月につき) 厚生労働大臣が定める状態(1)の状態の者
※複数名訪問看護加算	4,500 円(週1日) 看護師同行	3,800 円 准看同行(週1日) 3,000 看護補助者同行(週3日 or 4日)

※複数名訪問看護加算 (同一建物に居住する利用者)	同一建物内 1 人又は 2 人 4,500 円 (週 1 日) 看護師同行	同一建物内 3 人以上 9 人以下 4,000 円 (週 1 日) 看護師同行
※緊急訪問看護加算	2,650 円(1 日につき) (月 14 日目まで)	2,000 円(1 日につき) (月 15 日目以降)
※退院時共同指導加算	8,000 円	
※特別管理指導加算	2,000 円 (退院時共同指導加算を算定対し、 さらなる評価として加算する)	
※退院支援指導加算	6,000 円	8,400円 (長時間にわたる療養上必要な 指導を行ったとき)
※在宅患者連携指導加算	3,000 円	
※在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000 円	
※訪問看護情報提供療養費 1,2,3	1,500 円(1月につき)	
※看護・介護職員連携強化加算	2,500円(月 1 回)	
※訪問看護ターミナルケア療養費 1 訪問看護ターミナルケア療養費 2	25,000 円 10,000 円	

※印については、利用者によって加算されるものとされないものがあります。

訪問看護療養費の合計に保険の種類による負担割合を乗じた金額が一部負担金となります。

保険の種類	負担割合
後期高齢者医療	1割 ・ 2割 ・ 3割
健康保険	3割 (就学前は2割)
国民健康保険/前期高齢者医療	3割 (就学前は2割)/1 割・2 割・3 割

- ・福祉医療受給者証(障害・母子・乳幼児)をお持ちの方は、償還払い制度が適応されます。
- ・労災の方は、交通費のみ負担となります。

厚生労働大臣が定める疾病等

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能症度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。)), 多系統萎縮症（腺条体黒質性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ラインゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態

厚生労働大臣が定める状態等

- 1) 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者、又は気管カニューレー若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者、
- 2) 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理又は在宅難治性皮膚疾患処置指導管理を受けている状態にある者
- 3) 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- 4) 真皮を越える褥瘡の状態
- 5) 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

8. キャンセル

利用者が訪問看護サービスの利用の中止・変更をする際には、出来るだけ利用日の前日までにご連絡下さい。

9. 実習生の受け入れ

当事業所は、看護学生・ヘルパー講習等の実習生の受け入れ機関となっております。
したがって、実習生が、当事業所の訪問看護師の訪問に同行する場合がございます。
事前にご連絡をさし上げますが、ご理解の上、ご協力下さい。
ただし、実習生訪問の受け入れを拒否することもできます。

10. サービス内容および個人情報の取り扱いに関する、相談・苦情について

利用者は、事業者のサービス内容および個人情報の取扱について、苦情を申し立てることができます。

(1) 当事業所の相談・苦情担当窓口

当事業所の訪問看護サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当

管理者 中西 亜希子

主 任 籠島 奈都子

電話 0742-27-9808

時 間 月曜日から金曜日

9:00～17:00

土曜日

9:00～13:00

(2) その他公的機関においても、次の機関に苦情受付窓口があります。

近畿厚生局 奈良事務所	所 在 地	奈良市大宮町1-1-15 ニッセイ奈良駅前ビル2階
	電 話	0742-25-5520
奈良市保健所保健総務課	所 在 地	奈良市三条本町13番1号
	電 話	0742-93-8392

11. 損害賠償

事故が発生した場合、事業所にご連絡下さい。なお、事業所の提供したサービスに伴って発生した損害については、下記の保険にて対応させていただいております。

訪問看護事業者賠償責任保険（三井住友海上火災保険株式会社）

令和 年 月 日

訪問看護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して、本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 奈良県奈良市西木辻町200番地

名 称 社会医療法人健生会 訪問看護ステーションぬくもりポート

説明者 訪問看護ステーションぬくもりポート

氏 名

私は、本書面により、事業者から、訪問看護サービスについての重要な事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名

(代理人) 住所

氏名